

わかりにくい点や文意が不明な点については、各構成員に確認いただき修正しています。

○椿座長 それでは、ただいまから、第11回「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」を開催いたします。

本日は、最近の自殺の動向、令和4年10月に閣議決定された第4次自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、昨年6月に作成されたこどもの自殺対策緊急強化プランについて関係省庁からお伺いしながら、今後講じていくべき対策等について、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただければありがたく思います。

まずは事務局より、オンライン会議での発言方法や新たに就任された委員の御紹介、そして本日の委員の出席状況の説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○前田大臣官房参事官 厚生労働省自殺対策推進室の前田でございます。

本日は対面とオンラインの併用型での実施となります。オンラインでの発言方法について確認させていただきます。

御発言される場合につきましては、Zoomの挙手ボタン、または通常の会議のように挙手をお願いいたします。ボタンのほうが分かりやすいかと思えます。オンライン画面で座長から御確認いただき、指名していただきますので、指名に基づきまして御発言いただきますようお願い申し上げます。

御発言の際には、Zoomのマイクのミュートを解除して御発言いただきまして、終了後、再度マイクをミュートに設定をお願いいたします。

次に、新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。お一方になりますが、日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長、漆原肇様でございます。新たに就任いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況について御報告申し上げます。

本日は、坂下委員、嶋田委員のお二方から御欠席の連絡をいただいております。

○椿座長 説明ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、厚生労働省社会・援護局の朝川局長から御挨拶いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○朝川社会・援護局長 社会・援護局長の朝川と申します。よろしくをお願いいたします。

第11回自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

出席者の皆様におかれましては、年度末の御多用中にもかかわらず御出席いただき、心から御礼申し上げます。

我が国の自殺者数は、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱が策定されて以降、関係者の

皆様の取組により長期的には着実に成果を上げてきたものと考えております。一方で、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移してきており、令和5年には、暫定値ではありますが、総数として2万1,818人となっており、深刻な状況が続いております。男女別では、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりの減少となっており、また、小中高生の自殺者数につきましては、令和4年の過去最多、514人と並ぶ水準の507人となっております。

このような状況の中、子どもの自殺対策につきましては、昨年6月にこども政策担当大臣を議長とするこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議におきまして、こどもの自殺対策緊急強化プランが取りまとめられました。令和4年10月に閣議決定されました第4次自殺総合対策大綱を着実に推進していくとともに、こどもの自殺対策緊急強化プランに基づく施策に取り組んでいきます。

本日の有識者会議におきましては、実際の支援の現場での知見でありますとか調査研究等の中で見えてきたことなどにつきまして御意見を賜りながら、大綱及びプランの推進やさらなる対策の検討に生かしていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○椿座長 朝川様、どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

本日は、まず最近の自殺の動向について、事務局から御説明いただきます。その後、自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況及びこどもの自殺対策緊急強化プランについて、関係府省から説明いただきます。各説明の間に質疑を挟みながら、最後にまとめて意見交換の時間を設ける予定です。

最初の議題1は「自殺の動向」についてとなります。厚生労働省から御説明いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○前田大臣官房参事官 それでは、資料1に基づきまして、「自殺の動向」について御説明申し上げます。

表紙が、3月は自殺対策強化月間ということで、強化月間に使っておりますポスターを掲載しております。

それでは、3ページ目、令和5年の暫定値について御説明いたします。現状、確定値がまだ公表できておりませんので、暫定値での御報告となりますことをお許しいただければと思います。例年、暫定値を出しまして、その後、確定値なのですが、少し数字的にはプラスになる傾向がございますので、その前提でお聞きいただければと思います。

自殺者数ですけれども、令和5年の自殺数は、暫定値で2万1,818人となっております。前年に比べまして63人、0.3%の減となっております。男女別に見ますと、男性が2年連続で増加しており、女性は、コロナ禍で増加しておりましたが、4年ぶりに減少となっております。

次のページにまいります。月別の動向でございます。赤い線を御覧いただきますと、昨

年、令和5年は、一番多い月が3月でございまして、2,031人となっております。過去5年間で見ますと、昨年3月が、月別に見ますと一番高かったという状況でございます。その後、なだらかに推移しておりますけれども、コロナ前の令和元年、緑の線の水準まではまだ落ちていないというような状況です。

次のページで、年齢階級別、職業別、原因・動機別について掲載しております。少々小さくて恐縮でございます。令和5年の暫定値と令和4年の確定値の比較になります。この中で増加が目立ちますのが50代でございます。もともと一番自殺者数が多い年代でございますけれども、4,093人から4,186人ということで、93人の増加になっております。その他の年代につきましても、20歳未満ですとか、20代、30代、60代が増加しております。

職業別に見ていきますと、有職者で227人増えております。他方で、無職者につきましては380人減っているという状況です。

小中高生につきましては514人から507人に若干減少しているという状況です。

原因・動機別を見ますと、健康問題につきましては例年一番多いところですが、こちらにつきましては減少しておりますが、依然として1万2,000ぐらい計上されております。また、経済・生活問題が今回は増えてございまして、460件増えてございます。

次のページでございしますが、小中高生の自殺者の年次推移ということで、先ほども申し上げましたように、前年の令和4年の514人が過去最多でしたけれども、ほぼ同水準の507人となっております。

次のページが男女別ですけれども、男性は減少しておりますけれども、女性の全体、それから高校生、中学生の女性が増えております。小学生も増えております。

次のページですけれども、こちらが小中高生の自殺者の最近の動向ということで月別に見たものですけれども、令和5年は青い線になっております。4月と10月に山ができております。

次に参考資料でございまして、令和5年度の自殺対策強化月間における広報の取組について御紹介します。現在、毎年3月が強化月間となっております、今回も、全国でポスターの掲示、インターネットの動画等を活用しまして、SNSや電話の相談窓口の周知ですとか、ゲートキーパーの理解・普及を促進するという取組を行っております。特に自殺者数の多い中高年層や子ども、若者を中心に相談を呼びかけております。

11ページ目が、4大臣で発出いたしました月間に向けてのメッセージでございまして、左のページが若い世代の皆さんへ、それから右のページが全世代に向けたメッセージとなっております。

私からの御説明は以上です。

○椿座長 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

向笠委員、手が挙がっていらっしゃいます。よろしく願いします。

○向笠委員 暫定値で、令和5年度小中高生の自殺者数の最近の動向というところが入っ

ておりますけれども、令和5年だけ、10月が9月から上がっているというところは、何か理由等の推測できるものはございましたでしょうか。通常だと、通常というのはおかしいのですけれども、小中高校生の段階の統計のときには、令和5年みたいな上がり方は、10月はしていないのですね。そのところで、ここは何か検討されることがあったのでしょうか。

○樫座長 小中高生の自殺者数の最近の動向の月別の経緯が、9月より10月が今回は多いというのはふだんの年とはちょっと違う傾向ではないかという御質問がまずあったかと思えます。

○前田大臣官房参事官 御質問いただきありがとうございます。確かに、過去5年で見ますと10月が逆に谷になっておりますところ、昨年だけ山ができていうことで、大変恐縮ですが、確定値が出ましたら、こちらの内容等についてよく見て分析をしていきたいと思えます。現段階で確たることは申し上げられませんが、年度前半はまだコロナ禍でございまして、年度の後半ぐらいから様々な学校行事等がもとのように動き出しておりますので、そういったことももしかしたら影響があるかもしれませんが、現段階で確たることは分析し切れておりませんので、大変恐縮ですが。

○向笠委員 今おっしゃったところの動きは私もちょっと承知しておりますので、よろしくお願いたします。

○樫座長 引き続きよろしくお願いたします。松井委員、手が挙がっております。よろしくお願いたします。

○松井委員 ありがとうございます。5ページのところに関して、職業と原因についてなのですけれども、無職の方の自殺が減ったのはいいとして、有職者が増えているということが、これは想像ちょっとできたことなのですけれども、増えている。その下のところで、やはり増えているのが経済・生活問題ということなのですけれども、その関連というのは実際にありそうでしょうか。

○樫座長 いかがでしょうか。

○前田大臣官房参事官 こちらも、現段階で5年につきましては暫定値になっておりますので、確定値が出た段階で、有職者の中で原因・動機がどのようになって、件数的にどうなっているのか、前年と比較してどうなのかといったことをしっかり分析してまいりたいと思えます。

○松井委員 ありがとうございます。特にこの50～59のところが増えていますから、関連が想像されたことではありますが、あるかなと思って見ていました。ありがとうございます。

○樫座長 それでは、確定値での必要なクロス集計など分析していただければと思えます。よろしくお願いたします。ほか、いかがでしょうか。

先ほど申しあげましたように、最後にまとめて御発言の時間も設ける予定ですので、この辺で、それでは先に進めさせていただければと思えます。

続きまして、議題2の自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況につきまして、各府省から御説明をお願いすることになります。資料2の関係を御覧いただければと思います。この後の委員の皆様からの意見をいただく時間も確保したいので、各府省、恐縮ですけれども、簡潔に御説明いただければと思います。

それではまず、厚生労働省からよろしくお願いたします。

○前田大臣官房参事官 厚生労働省でございます。

資料といたしましては、資料2-1で政府全体の政策の実施状況についておつけさせていただきますいておりますが、各省からパワーポイントにてポイント的なところを御説明させていただき形とさせていただきたいと思っております。資料2-1につきましては、大変細かくて恐縮なので、後ほど御覧いただければと思います。

厚生労働省説明資料ということで、資料2-2を準備しておりますので、こちらに基づきまして、大綱における施策の実施状況と、それから、こどもの自殺対策緊急強化プランの実施状況についてということで御説明を申し上げます。

まず、43ページになりますが、「自殺総合対策の推進」ということで、予算的な側面から中心に御説明申し上げる資料です。令和6年度の当初予算としましては38.9億円ということで、昨年令和5年度よりも増額して要求しております、内容といたしましては、地域自殺対策強化交付金による対策の推進といったことで、地域、それから民間の団体に対して交付金という形でお渡しいたしまして、相談の対応、普及啓発、それから未遂者、自死遺族への支援等に関する実践的な自殺対策の取組を支援するというものでございます。

また、こちらにつきましては補正予算のほうでも予算をいただいております、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援ですとか、そういったことで予算を計上しております。

また、2のところですが、都道府県自殺対策プラットフォームの構築といった形の費用、それから指定調査研究等法人の機能確保ということでの費用が計上されております。

次のページに交付金の概要が書いてございます。事業の内容ですとかイメージにつきましてはこちらに書かれたとおりで、対面ですとか、SNS相談の実施等の費用ですとか、人材養成の支援、それから、適切な情報発信ですとか、そういったことに活用できるような形になっております。

また、自殺防止対策事業ということで、民間団体向けの補助をしております、こちらにつきましても、電話・SNSによる相談活動ですとか、自殺念慮者、ハイリスク者に対するアウトリーチ支援等の取組を支援するものでございます。

この中で昨年から取り組んでおります事業について御紹介いたします。45ページですが、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進」ということですが、こちらにつきましては令和5年度から開始した事業として、現在、4自治体においてお取組を進めていただいております。こちらは、多職種 of 専門家で構成されるチームを都道府県ですとか

指定都市の単位で設置していただきまして、市町村等ではなかなか対応が難しい自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応を行う、助言等を行う事業を実施するというものでして、来年度は取組自治体をもう少し増やしていけるよう予算を確保しているところでございます。こちらに基づきましてしっかり支援を行っていきたいと思っております。

46ページでございますが、こちら令和5年度から開始した事業でございます、「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」でございます。こちらにつきまして、未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ、継続的な支援を行えるよう、都道府県等において推進体制を整備するというを目的とする事業です。こちらにつきましても、より多くの自治体に御活用いただけるようにと考えております。

47ページが都道府県の自殺対策プラットフォームの構築と費用でございます。事業の内容といたしましては、センター長を配置していただくとか、プラットフォームの構築といったことの予算的な拡充ができるようにしております。

次が48ページでございますが、「自殺対策に関する調査研究等の体制拡充」ということで、こちら、指定法人におきましてしっかり取組を行っていただきますように予算的な措置をしているところでございます。内容としましては、子どもの自殺対策の強化なども含まれております。

49ページが補正予算の関係の内容でございます。こちらにつきましては、少し当初予算から先立ちまして、電話・SNS相談の体制拡充ですとか、こども・若者チームにつきまして新たな取組が推進されるように補正予算として計上しているものでございます。

次のページが、子どもの自殺の関係ですが、昨年9月に、都道府県の知事さん、指定都市の市長さん、議会関係者、教育長さんに向けて3大臣のメッセージを発出したものをおつけしてございます。

次の52ページでは、「ゲートキーパーの推進について」ということで、ゲートキーパーの普及促進に向けた主な取組についてまとめたものでございます。令和3年度では、研修について18万5,000人の方に受講いただきました。

53ページですけれども、JSCPの方でも、昨年9月にe-ラーニング教材を作成いたしております。こちらにつきましては自治体の職員向けに作成したもので、最近では、研修修了者5,064名ということになっており、こちらについても引き続き受講を促していきたいと考えております。

54ページにつきましては「自殺報道への対応」ということで、これまでも行ってきた取組につきまして、著名人の報道等があった場合に、必要に応じて報道に対応を要請しているというものでございます。

次のページ以降は大綱のポイントになりますので、御説明は割愛させていただきます。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、こども家庭庁のほうから御説明よろしくお願いたします。

○こども家庭庁 こども家庭庁の支援局で自殺対策室長をしております林でございます。

では資料2-3、59ページからになります。自殺総合対策大綱における施策のうち、こども家庭庁が所管している事業の実施状況について簡単に御報告を申し上げたいと思います。それぞれ関連のスライドがついてはいますが、60ページ以降、各事業の内容についてかいつまんで御説明いたします。

まず、自殺支援に資する教育や普及啓発関係の事業として、青少年の非行・被害防止、有害環境排除に關しての普及啓発事業というのが掲げられておまして、赤で囲んでいるところが関連深い部分でございますけれども、普及啓発のリーフレットの作成等々を行って予算を確保しているということでございます。

次のページを御覧ください。同様に、インターネット環境の整備推進ということで、青少年がインターネットをどのように利用しているかという実態調査を行うでありますとか、その利用環境づくりに資するようなフォーラムを実施するなどの予算を確保してございます。

次のページを御覧ください。次は自殺対策の中での調査研究に關連する事業として掲げられているものでございます。「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」ということで、いわゆるチャイルド・デス・レビュー、CDRのモデル事業でございます。この死亡の検証、様々な要因で子どもが亡くなるわけですが、自殺も含めて子どもがお亡くなりになったときに、複数の機関や専門家が、子どもの既往歴、家族背景、死に至る直接の経緯等についての情報をもとに死亡原因の検証を行うということで、効果的な予防策を導き出すような取組について、自治体を実施するものについて、国としてモデル事業として支援を行うということで、実施体制も含めた体制整備に向けて検討材料とすることを目的とするものでございます。

令和4年度は、右下にあります、8の自治体で実施していただいております、5年度、6年度と継続する予定にしております。

次のページを御覧いただければと思います。「こどもの心の診療ネットワーク事業」ということで、いわゆる精神保健福祉サービス支援の充実ということで、こども家庭庁が持っている事業でございます。実施自治体は右下にございますが、4年度決定ベースで21自治体ということで、6年度の予算についても確保させていただいております。

次のスライドを御覧ください。またちょっと中身が変わりますが、社会全体のいわゆる自殺リスク低下に資する取組として、ひとり親支援の取組も掲げられております。ここに書かれておりますのはひとり親家庭の支援のための総合窓口の強化事業ということで、6年度予算に盛り込まれているものを御紹介しております。

また、次のスライドを見ていただきますと、5年度の補正予算ですけれども、ひとり親家庭に対するワンストップ窓口のワンストップ支援の強化ということで、チャットボットによる機能強化等を行う予算事業を計上してございます。

次のスライドからは、いわゆる遺児支援にもつながるという形で、ヤングケアラーの支

援についても自殺大綱に掲げさせていただいております。ヤングケアラー支援につきましては、実施している自治体を増やす。まずは実態把握をしていただいて、その実態把握をした上で必要な支援を行う相談支援とか、様々なレスパイト支援、ピアサポート等々を行っていただく事業を6年度も計上してございます。

なお、ヤングケアラー支援につきましては、今国会に提出している法案においてさらに位置づけを強化すべく、そういった内容の法改正を盛り込んでいるところでございます。

次のページを御覧いただきますと、子ども全体の支援ということでございます。「こどもの生活・学習支援事業」ということで、ひとり親を含めた低所得の家庭に対する支援事業というものを5年度の補正予算等々で計上してございます。新たな取組としては、大学の受験料支援なども行うことにしてございます。

次のページは、逆にこれは児童福祉施設、児童養護施設等に入所しているお子さんに対する学習支援の強化でありますとか、あるいは高度障害、ケアニーズの高い子どもさんに対する加配措置などを行うという措置予算の内容でございます。次のスライドまでこの内容が続いてございます。

次のスライドが児童養護施設等を退所した方が生活基盤を確立するために、家賃支援、あるいは生活費の貸付という貸付事業を行っております。従来から行っている事業ですけれども、この内容を御説明してございます。

次のスライドを御覧ください。次のスライドからは、女性の自殺対策として妊産婦の支援の取組を掲げさせていただいております。御覧いただいているスライドが妊婦健診事業ということで、平成29年度から国庫補助事業として創設したもので、着実に実施を進めているところです。

次のスライドを御覧ください。産前・産後のサポート事業ということで、妊娠・出産包括支援事業の一部として、妊産婦を抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師、あるいは子育て経験者、こういった方が話し相手になって相談支援を行う、孤立感を解消することを目的とする事業を行ってございます。

また、次のページで、特に産後のメンタル面も含めたケアが必要なお母さん方、母子に対して、産後ケア事業ということで、現在、母子保健法に基づいて市町村の努力義務として実施している事業がございます。来年度予算の内容を書いてございますけれども、加えまして、先ほど申し上げました、今国会に提出しております子ども・子育て支援法の法改正において、これの全国展開がさらに進むように、位置づけを強化する法改正を提案してございまして、より必要な方に産後ケア事業を適切に実施できるように努めてまいりたいと考えております。

多岐にわたって雑駁でございましたけれども、こども家庭庁の取組事業、以上でございます。16ページ以降は大綱との対比関係をまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。

○椿座長 御説明ありがとうございました。それでは次に、文部科学省より御説明、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省児童生徒課生徒指導室長の仲村と申します。

それでは、文科省関係の取組について御説明いたします。資料2-4の78ページを御覧ください。

こちらにつきましては、文科省としては、自殺対策といたしまして、真ん中、「これまでの主な取組」にも書いてございますように、これまで教師向けの各種手引や、自殺が発生した際に学校における調査指針、そして自殺予防に係る広報・普及啓発活動に取り組んできたところですが、上の「現状・課題」の2ポツ目にありますとおり、昨年の緊急強化プランに基づきまして、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期支援や、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・充実、SNS相談体制の整備と教育相談の充実について図っていくこととしております。

「今後の取組の方向性」ですが、ページの下半分になりますけれども、こちらに今申し上げた内容の具体的な内容について書いてございますので、もう一度触れていきます。

自殺予防教育のモデル構築・啓発資料の作成につきましては、児童生徒の発達段階に応じた指導資料をつくって、これを全国の教育委員会等に周知することで、全国どこの学校でも自殺予防教育が行われるようにする、こうした取組を推進することになります。

そして、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、御案内のとおり、心理・福祉の専門家として、教師とは異なる専門性から児童生徒を支える人材でございませうけれども、これら課題を多く抱える学校にこれまで以上に重点的に配置・拡充を図っていくこととしております。

そして、次の1人1台端末の活用に関してでございますけれども、こちらは、今現在、児童生徒が持っているこうした端末を活用して、「心の健康観察」を行うことによって、その日の心や体調の変化等を把握し、児童生徒の発するSOSや自殺リスクなどの早期把握を目指すこととしております。

そのほか、下に書いてございますけれども、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進を引き続き進めるほか、事後対応の運用として、自殺の背景調査の指針に基づく対応の徹底、そして、「事件等報告書」の収集等を通じた分析を関係省庁と連携して取り組むということとしております。

次のページを御覧ください。こちらのページにつきましては、ただいま申し上げた施策、取組を予算の観点別に整理し直したものであるということになります。内容については重なりがありますので、簡単に説明してまいります。

こちらの資料につきましては、昨今、不登校の児童生徒数、いじめの重大事態件数が過去最多となったことを受けまして、文科省として、昨年3月に不登校対策の大臣プランとして、COCOLOプランというもの、そして、10月には緊急対策パッケージを取りまとめまし

て、不登校・いじめ対策に係る各種取組を取りまとめたところでございます。

これまで御紹介した取組についても右側の赤枠で囲った部分に位置づけているというところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらにつきましては、今年度令和5年度の補正予算のうち委託費、定額10分の10で補助する事業をまとめたものになります。左から順番に教育支援センターの総合的拠点機能の形成、そして1人1台の「心の健康観察」の導入、そして3つ目の不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進ということで、我が省にしてはかなり大規模な10億円という予算を今回、1人1台端末については計上させていただいたというところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらにつきましては、今年度の補正予算のうち国が3分の1を負担する補助事業を取りまとめたものになります。ものとしたしましては、左から順番に校内教育支援センター、言葉として耳慣れないかもしれませんが、校内、別室ですね。本来、学校には登校できるけれども、自分の教室に行けない、そういう子どもたちが帰る別室を整備しようとするもの。そして2つ目が教育支援センターのICT環境の整備ということで、在籍校とつないでオンラインでテスト等を受けられるそうした取組、そして3つ目、繰り返しになりますけれども、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置充実ということ、一部来年度のものを前倒して実施するというところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらにつきましては、令和6年度の概算要求、来年度の予算要求を示したものになりますが、カウンセラーとソーシャルワーカーについてでございます。左側、スクールカウンセラーの重点配置のところを御覧いただきたいのですが、通常、全ての公立小中学校、2万7,500校に週4時間配置している。こちら、基礎配置に加えて重点配置ということで、課題を抱える学校にはより多くの時間、配置できるような取組で、前年度7,200校だったものを1万校ということで重点配置校数を増やしております。

なお、こちらについてはあくまでも予算上の積算のためのものでございますので、実際、各自治体においては、それぞれの実情に合わせてその予算の範囲内でめり張りつけた配置を行っているものと承知してございます。

駆け足ではございましたけれども、以降の資料につきまして、SOSダイヤル等、各種資料をつけてございますけれども、こちらについては後ほど御確認いただければと思います。以上で文科省終わります。

○椿座長 御説明ありがとうございました。引き続きまして内閣官房より御説明よろしくをお願いいたします。

○内閣官房 内閣官房孤独・孤立対策担当室でございます。お手元の資料2-5に基づいて御説明させていただきます。

まず、最初のページでございます。通し番号の87番ということですが、内閣官房孤独・

孤立対策室では、（６）（７）に関する御説明でございますけれども、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、チャットボットにより相談者の悩みに応じた適切な相談窓口を案内するウェブサイトを活用してございます。また、18歳以下の方向けの専用ウェブサイトも作成し、孤独・孤立に関する様々な相談先を案内しているというところでございます。

それから、（７）に関するところでございますけれども、昨年2023年から、携帯電話事業者と連携しまして、携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内ということで、具体的にはSMSとかメールというような形で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介するといったようなプッシュ型での情報発信を実施するとともに、孤独・孤立で悩む方が円滑に支援制度の手続きを行えるように、デジタル庁の運営するマイナポータル「ぴったりサービス」と連携しまして、チャットボットの利用結果のページから市町村の支援制度の手続き情報につなげることを可能とする取組などを行っているところでございます。

次のページでございます。通し番号88、89ページに関するところでございますが、孤独・孤立対策の推進に当たっては官民連携が重要でございます、これも引き続き地方での官民連携プラットフォームのモデル構築を進めているところでございます。

次のページでございますけれども、それぞれの各自治体で今モデル的に取り組んでいただいております、実績としては、令和4年度で29団体、令和5年度で15団体に取り組んでいただいているというところでございます。

最後ということで、次のページでございますけれども、自殺総合対策大綱にも記載されておりますとおり、孤独・孤立対策というのは、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する点があり、孤独・孤立対策を推進することは自殺対策にも資するものであると考えてございます。

本年4月1日に施行される孤独・孤立対策推進法、この法律の概要を今画面に表示させていただいておりますけれども、ここで御紹介させていただいておりますが、この推進法に基づき、孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進していくとともに、引き続き自殺対策とも連携を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○椿座長 御説明ありがとうございました。それでは引き続きまして、内閣府より御説明よろしくお願いたします。

○内閣府 内閣府でございます。よろしくお願いたします。

内閣府からは、大綱に基づく諸施策の内閣府に係る取組の実施状況について簡単に御説明させていただきます。

次のページへいただまして、まず1つ目が性犯罪・性暴力対策全般となります。昨年3月に性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針を取りまとめまして、性犯罪・性暴力対策に対する取組を関係省庁と連携して強化してきているところでございます。自殺総合対策大綱との関係では、自殺のリスクを低下させる取組として登録をさせていただいて

おりまして、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制の整備に努めております。

こちらの資料の左上に書いてありますが、次のページでも説明いたしますけれども、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターというところで相談支援を受け付けておりまして、発信地から最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号#8891（はやくワンストップ）というものを設けて、被害者の方が相談しやすい環境というものを整備しております。

左下に関しましては、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターというものを設けておりまして、こちらはワンストップ支援センターのほうで夜間の相談や緊急対応できない場合に、こちらが夜間休日コールセンターと連携していただくことで24時間365日対応ができるようにしているものでございます。

また、右に関しましては、若年層が相談しやすいように、電話等だけではなく、SNSで相談を受け付けられるようにしているものでして、令和2年10月から「キュアタイム」という形で実施をしております。

次のページにいただきたいしまして、こちらは令和6年度の予算の関係でもあるのですが、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金という形で、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のために、都道府県等により設置されているそのセンターの整備等に係る取組を支援しまして、被害者支援に係る取組の充実を図っているものでございます。

対象となっているのが、その各センターの運営費等に該当する人件費ですとか、あと関係機関との連携強化、また子ども、若者、男性の被害者等の多様な被害者に対する支援に要する経費などが盛り込まれております。こちらの活用についても積極的に使っていただけるように促してまいりたいと考えております。

次のページにいただきたいしまして、もう一点盛り込ませていただいているものとして、配偶者等からの暴力の対策というものがございます。こちら、コロナ禍で顕在化した課題という形で大綱のほうには盛り込ませていただいておりますけれども、配偶者等からの暴力、いわゆるDVと呼ばれるものに関しまして、性犯罪・性暴力のほうと同様に、被害者の方、被害を受けている方々が相談しやすいように、DV相談ナビダイヤルというものを、全国共通の番号を取得しておりまして、#8008（はれれば）という形で発信していただくと、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるという取組をしております。

また、下のほうですけれども、DV相談+（プラス）というものも令和2年4月から開始しておりまして、24時間つながる電話相談ですとか、メールであったりSNSでも相談ができる、また外国語相談にも対応ができるという取組を実施しております。

次のページにいただきたいしまして、こちら、令和6年度の予算の関係でございますけれども、配偶者暴力被害者等支援調査研究事業という形で交付金を設けておりまして、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することで、

地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的として、都道府県等の取組を支援する交付金を出させていただきます。

こちらに関しましては、対象経費が、都道府県等が負担した民間シェルター等の先進的な取組を促進する経費ということで、受け入れ体制整備に関するものですか、専門的・個別的支援に関する取組の切れ目のない総合的支援に要する経費、また令和6年度から加害者プログラムの実施等、被害者支援の一環として行う加害者プログラムの実施等に関する経費というものを対象に盛り込ませていただいております。各都道府県における配偶者暴力等被害者支援の取組の充実に使っていただいております。こちらにも積極的に活用を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。それでは続きまして、警察庁よりお願いいたします。

○警察庁 警察庁生活安全企画官の関口と申します。

資料2-7、96ページを御覧ください。まず、自殺統計原票の作成・集計についてですが、警察では、取り扱う御遺体について、その死が犯罪に起因するかどうかなどを判断するため、検死や死体調査を行っております。その結果、自殺と判断した場合に検死等で判明した事項を踏まえながら総合的に判断して、自殺統計原票を作成しております。その後、自殺の実態の調査分析を行う厚生労働省にデータを提供しております。

また、自殺の動向をよりの確に把握できるようにするため、自殺統計原票の見直しを行いました。自殺の原因・動機や職業等の項目を詳細なものとするなど様々な項目について新設、細分化しまして、令和4年1月から新原票による集計を行っております。

なお、令和5年中の自殺者数の確定値については令和6年3月29日金曜日に公表する予定となっております。

次にインターネット上の自殺誘引等情報・自殺予告事案への対応について御説明いたします。まず、自殺誘引等情報への対応ですが、インターネット・ホットラインセンターにおきまして、「一緒に死にませんか」などの他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載している情報に関する通報を受理したときには、同センターから直接サイト管理者に削除依頼をしております。また、都道府県警察においても同様の情報を認知したときはサイト管理者に削除を依頼するなどの対応を行っております。インターネット・ホットラインセンターにおける令和5年中の実績としては、通報件数は6,609件、削除依頼件数は6,608件、削除に至った件数は3,851件となっております。

次に、自殺予告事案への対応についてですが、インターネット上の予告事案について、都道府県警察において認知したときは、サイト管理者に対して発信者情報の照会を行うなど、サイト管理者と連携した対応を実施するなど、自殺防止の措置を講じております。

令和5年中は1,160人の自殺予告事案を認知し、警察官が現場に臨場したりしまして、

222人に説諭等を実施し、自殺を防止いたしました。令和4年は66人でしたが、令和5年は222人の方を助けることができたことから、インターネット・ホットラインセンターや都道府県警察が適切に対応したものと承知しております。

資料2枚目については、御参考までに自殺総合対策大綱におけるその他の施策について記載しております。

警察庁からは以上です。

○樫座長 どうもありがとうございました。それでは続きまして総務省より説明よろしくお願いたします。

○総務省 総務省の境でございます。聞こえておりますでしょうか。

○樫座長 大丈夫です。

○総務省 それではよろしくお願いたします。総務省でございます。資料2-8に沿って御説明させていただきます。

2-8の99ページをお願いたします。我が国では、インターネットにおける誹謗中傷の被害、依然として深刻でございまして、社会問題となっているところでございます。こうした状況を踏まえまして、インターネット上の誹謗中傷への対応といたしまして、2020年9月にこの政策パッケージを公表いたしまして、1番のICTリテラシーの向上や4番の相談対応の充実など、この4つの柱による総合的取組を推進しているところでございます。

おめくりいただいて100ページをお願いたします。続いて自殺誘引情報を含むインターネット上の違法有害情報への対策といたしまして、事業者団体において自主的に策定している契約約款モデル条項の検討を支援するとともに、事業者団体を通じまして、各加盟事業者に対しまして自殺を誘引・助長する情報につきまして、約款等に基づいて適切な対応を取るよう呼びかけを行っているところでございます。

続いて101ページをお願いたします。e-ネットキャラバンでございます。e-ネットキャラバンは、誹謗中傷に関する内容を含む青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的としまして、児童生徒、それから保護者、教職員等に対しまして無料で開催している出前講座となっております。こちらは文部科学省さん、それから一般財団法人のマルチメディア振興センター、通信事業者等の協力のもとで2006年度から実施しているという取組になってございます。

このほか、資料には書いてございませんけれども、大綱等に基づきまして、全国の消防機関における119番通報の適切な対応ですとか、また消防庁において自損行為等の救急出動に関する統計データの集計なども引き続き取っているところでございます。今後とも総務省といたしましても、これらの施策を通じまして、自殺対策、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○樫座長 どうもありがとうございました。最後に法務省より御説明をよろしくお願いたします。

○法務省 法務省でございます。法務省人権擁護局からまず御説明いたします。

資料2-9、通し番号102ページを御覧ください。人権擁護局では様々な困難を抱える方々にきめ細かに対応する人権擁護活動を行っており、主に、1つ目として人権啓発活動、2つ目として人権相談、人権侵害事案の調査救済の2つの活動を行っております。

資料の1枚目ですけれども、人権相談に関しましては、子どもが利用しやすい相談ツールとして、LINEじんけん相談を行っております。さらに令和6年度には、子ども自身でスマートフォンを持たないという場合がございますので、チャットによる相談を受け付けることができるように、GIGAスクール端末からも相談が可能となる仕組みを構築する予定です。

資料2枚目ですけれども、当局のインターネット上の誹謗中傷に対する取組といたしましては、インターネット上の投稿による被害について相談を受けた場合に、相談者の意向に応じ、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して投稿の削除要請をするなどの対応をしております。

○法務省 続きまして法務省司法法制部から御説明いたします。資料2-9、105ページを御覧ください。

法務省が所管する法テラスでは、自殺の要因となり得る法的問題解決のための法制度や相談窓口に関する情報を提供しており、関係機関等との連携のもと、自殺予防週間等に合わせて、法律、労働等の問題に関し各種専門職とともに相談会を実施しております。また、自殺の要因となり得る大規模災害に関する問題については、被災者向けのフリーダイヤルを設置しておりますとともに、令和6年能登半島地震への対応としまして、被災者に対する無料法律相談を令和6年12月31日まで実施しているところです。

これら法テラスの業務の周知を図るため、パンフレット等を配布するほか、各種広告等を有効活用しております。

○法務省 資料にはございませんが、法務省刑事局から1点御説明いたします。

インターネット上の誹謗中傷事案への対応等としまして、令和4年度においてインターネット上で人の名誉を害する行為が特に社会問題化していることを契機に、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることなどを背景としまして、刑法の侮辱罪の法定刑が引き上げられたところでございます。

そして、検察当局においては、こうした法改正の内容や趣旨を踏まえ、引き続き刑事事件として取り上げるべき事件については取り上げて適切に対処していくものと承知しております。

法務省からは以上です。

○椿座長 御説明ありがとうございました。以上が大綱に基づく施策の実施状況でございました。

続きまして、議題に関係しますけれども、こどもの自殺対策緊急強化プランにつきまし

て、関係省庁から説明をよろしく願いいたします。資料3の関係を御覧いただければと思います。

まずは、こども家庭庁より御説明よろしく願いいたします。

○こども家庭庁 こども家庭庁でございます。

資料3-1に基づきまして、これまでの大綱の実施と重なるところがございますけれども、改めまして、昨年6月に策定いたしましたこどもの自殺対策緊急強化プランの概要とその実施状況について、簡単に共有させていただければと思います。

資料106枚目がスライドで、107枚目を御覧いただきますと、6月2日に策定しましたプランの概要を書いております。問題意識としては、小中高生の自殺者数が過去最高になった、昨年も残念ながら同程度の水準という報告が冒頭ございましたけれども、そういった状況も踏まえまして、子どもの自殺対策に焦点を当てて取組を一層強化する必要があると、こういった認識に基づきまして、急遽、プランを取りまとめたものでございます。

大きい柱としては、今御覧いただいておりますように、要因分析、そして教育や普及啓発、自殺リスクの早期発見、そして相談体制の整備、自殺予防のための対応強化、そして遺されたお子さんへの支援、そして関係省庁の連携体制強化等といった大きな柱で構成されてございます。

次のスライドを御覧いただきますと、これらのうち当面主な柱立てと考えておりますのが3つでございます、1つが「リスクの早期発見」。これは特に1人1台端末を活用しました「心の健康観察」の導入を進めていただくといったことをまず柱にしてございます。

2つ目としては「的確な対応」ということで、これは厚労省を中心に進めていただいておりますけれども、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援をさらに促進していくということでございます。

3つ目の柱としては「要因分析」ということで、従来の自殺統計原票等に基づく分析に加えまして、こども家庭庁におきまして、子どもに関する自殺の情報の集約と多角的な分析を始めているところでございます。

これらの令和6年度予算案の金額等を記載しておりますけれども、これらの取組を進めることによって、子どもが自ら命を絶つことがない社会を実現していこうと考えてございます。

次のスライドとその次のスライド、表にまとめておりますけれども、プランに基づく6年度の予算案の主なものをまとめております。こちら、今まで各省庁から御説明いただいたことと重複しますので、後で御覧いただければと思います。

なお、次のスライドの下の方に体制強化等がございますけれども、こども家庭庁におきましても、自殺対策室の定員増加など体制強化を行っているということ。また、「こども若者★いけんぷらす」と書いてございますけれども、こども家庭庁で設置を進めていきたいと考えているのが、子ども自身の意見をできるだけ取り入れて施策に反映していこうということを取組を進めております。こういったことも踏まえまして、昨年、子どもや

若者から自殺対策についての意見を聞くといったことなども実施しておりますので、御紹介させていただきます。

こども家庭庁の取組について、次のスライドから書いてございます。先ほどと重複しないところを御説明申し上げたいと思いますが、まず御覧いただいているスライドは調査研究と広報啓発事業ということでございますが、先ほどの要因分析で説明しました子どもの自殺の要因分析の事業について、次のスライドを御覧いただければと思います。

令和6年度には予算を確保しておりますけれども、差し当たり令和5年度も手元の予算で委託事業という形で子どもの自殺の実態解明、少しでも進められないかということで分析を始めております。

具体的には、JSCPさんに委託しまして、警察の自殺統計原票データだけではなくて、特に都道府県教育委員会が策定しております、自殺した際に策定する事件等報告書、あるいは背景調査報告書、こういったものをもとに自殺の傾向などがどの程度分かるかといった分析と、分析に当たって不足している情報なども今後に向けて課題も抽出していただくというような調査事業を行っているところでございます。

次のスライドを御覧いただきたいと思います。また、これはこども家庭庁が設置されて1つ大きな取組として進めているところでございますけれども、潜在的に支援が必要でありながら支援につながっていない、特に分野横断的な支援・連携が十分できていないお子さんや御家庭について、データに基づいて抽出して行って、プッシュ型、アウトリーチ型につながるような取組ができないかといったことについて、こどもデータ連携のモデル事業を実施しております。今年度、14自治体でモデル事業を実施し、ガイドラインの作成などを行っているところでございます。これも来年度引き続き取組を行うことにしております。

最後、次のスライドで、こども・若者意見反映の事業について簡単に御紹介させていただいております。駆け足ですけれども、こどもの自殺緊急対策強化プランの概要とそれに基づいてこども家庭庁が取り組んでいる事業について補足的に御説明申し上げます。

○椿座長 どうもありがとうございました。引き続きまして文部科学省からよろしく願います。

○文部科学省 文部科学省からになります。130ページ以降で、こちらのスライドメインで御説明申し上げます。

まずは、こちらの表を中心に御説明申し上げます。文部科学省関係の「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組状況についてということで、先ほどこども家庭庁さんのほうからお示しがあったもののうち当省関係のものについて、左側で項目抜き出しております。右側に令和5年度におきます当省の取組についてということで書かせていただいております。

なお、事業の一部につきましては先ほど説明したものと重複いたしますので、重複したところは簡単に御説明申し上げます。

まず1つ目ですけれども、「こどもの自殺の要因分析」で、学校等において、児童生徒の自殺または自殺の疑いがある事案について、基本調査・詳細調査を実施する。国における調査状況の把握・公表というものがございます。基本調査というものは、自殺がもし発生した場合には、その時点で持っている学校の情報、例えばその当該生徒の出欠状況であったり成績であったり、もし相談受けた記録があるのではあればそういったものを集める。詳細調査につきましては、事案があった後に何かしら新たな調査をするというような関係性でございます。

こちらにつきまして、昨年の10月に公表いたしました令和4年度の児童生徒の問題行動等調査において、基本調査・詳細調査の実施状況について把握したところですが、数字としては、基本調査につきましては100%全てできているという状況である一方、詳細調査の実施率は約5%にとどまっているところでございます。詳細調査について、制度及び調査希望の有無を遺族に確認するとされているところ、約6割の事案でそうした確認がなかなかできなかったことが課題であると考えております。遺族への説明はいろいろと難しい状況があるとは思いますが、文科省としてはそうした説明や確認というものが確実に行われるように取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「自殺予防に資する教育や普及啓発等」ということで、全ての生徒がSOSの出し方に関する教育を年1回という話と、あともう一つ、その下に「心の健康」に関してというところがありますけれども、こちらについて、右側になりますが、今年度から来年度にかけて、当省において持っております有識者会議において自殺予防教育のモデルに必要な要素、そうしたものの整理を行うということで、6年度のモデル構築に向けた必要経費を計上したところでございます。あとは、啓発資料の作成についても周知を実施しているところでございます。

次の項目に移りますが、「自殺リスクの早期発見」ということで、1人1台端末については先ほど御説明したとおりになります。右側に移りまして、1人1台端末につきましては、10億円の予算を確保しております。

2ポツ目になりますが、実は補正予算が決まる前の段階、昨年の7月の段階で、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握に関するこういった健康観察というもの、何とかそうした方法ができないかということで、アンケートフォームなどを使用する場合のマニュアルを国において作成し、周知しております。

お金がかからなくてもできる方法ということで、資料の3ページ後の133ページを一旦御覧いただきたいのですが、こちらの左下にありますように、例えばですけれども、GoogleフォームやMicrosoft Formsを使ったこうしたマクロの起動方法、どういう形でまとめるのかといったようなものを示しています。

併せて、予算かけられるというようなところには、右側に示したようなアプリとかシステムを使って、そうした児童生徒の心の状況や体調の状況を把握することができるということで、こうしたものも御紹介しているところでございます。

130ページに、すみません、戻っていただきたいのですけれども、続いてになります、公立小中学校でのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほど御説明したとおりになります。

最後の「自殺予防のための対応」として、不登校児童生徒の教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や不登校特例法の設置・促進ということでございますけれども、こちらにつきましては、COCOLOプランに基づきまして、左側には不登校特例法と書かれておりますが、こちらのほう、名称変更させていただきまして、学びの多様化学校という学校をつくっております。

この学校につきましては、いわゆる教育課程の特例校ということで、通常、例えばですけれども、年間1,000時間必要なところ、4分の3ぐらいの量、750～800時間ということで時間を弾力化して、児童生徒の負担を軽くした状態で、体験活動なども取り入れて、不登校でなかなか通常の学校に通えない児童生徒さんたちが通うことができる、そうした学校の設置を進めているところでございますが、現時点、令和5年度の4月段階で、全国で24校あるところでございます。こちらにつきましては、令和9年度中に、都道府県と、あと政令指定都市に少なくとも1校、将来的には300校の設置を目指して現在文科省として取り組んでいるところでございます。

このほか、校内教育支援センターと言いまして、校内の別室であったり、あと校外にも市の施設等にそうしたセンターが設けられることがあるのですけれども、そうした居場所というものを設置するという形で促進を進めているところでございます。

駆け足でございましたけれども、以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

議題2、議題3に関連しまして各府省庁から御報告いただいたところです。ただいまの説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

根岸委員、手が挙がっておりますね。よろしく願いします。

○根岸委員 よろしく願いします。3点あるのですが、まとめてさせていただきます。

1点目は質問で、文科省さんの資料80ページ、今もお話しあったところですが、1人1台端末を利用した「心の健康観察」ですね。これだけ予算を確保して全国で実施しようとするのは非常に大事な取組だと評価できるのではないかと思います。全国の小中学校での実施とありましたが、それによって100%カバーされるということになるのか、なかなかすぐには100%ということにはならないのかなと思いますが、もし時間をかけていくということであれば、次年度、まず何%を目指して、100%にはどれだけかかるか見立てているのか、これが伺えればというのが1点目です。

2点目が、自殺対策のSNS等の相談に関する個人情報の扱いと必要なガイドラインの整備についてです。これは今すぐ質問というわけではなくて、問題提起ということで、この前発言したところにも関連するのですけれども、これは2つあって、1つは、SNSと相談対応における命に関わる緊急対応時の取得、特に現在地情報をどう把握するかということに

ついてガイドラインが必要ではないか。

今日、警察庁さんの資料、96ページに、自殺予告事案の対応については、2005年に電気通信事業者4団体でガイドラインがまとめられていて、それを基準に対応がされていると理解しております。私たちも、厚労省さんの補助事業を使ってSNS等の相談の中でそのガイドラインに準じた対応をしていただいていると認識しています。

ちなみに、下半期だけでも今年度30件、緊急通報に至ったケースがあって、そのうち11件は場所の特定がなかなか難しい状況でした。緊急的な介入には現在地の情報把握が必要。そうすることによって速やかにできると思うのですが、ただそれは通信の秘密の兼ね合いもあると認識していますので、そこは慎重な確認・整理が必要だと考えています。

総務省さんにおいても、資料99ページで、今回、誹謗中傷の発信者情報開示に関する整理がされたように、この自殺企図の高い、特に緊急性の高いケースにおいて現在地情報をどう把握するのかということについて、ガイドラインや何かしらの整理が必要かなと感じています。

この個人情報に関してもう一点は、そこまでいかなくても、自殺リスクを抱えた相談対応においては、何かしら連携をやっていくという個人情報の共有が必要な場面がある。相談対応に関わる個人情報は非常に繊細で、厳重・慎重な取り扱いが必要で、私たちも本人の同意を前提に進めています。

ただ、同意取得が難しいけれども、リスクによっては関係機関の情報共有・連携が進まないという状況があって、児童虐待分野の要保護児童対策協議会であったり、生活困窮者自立支援法の支援会議のような、関係者にも守秘義務を課した形で何らかの情報共有ができる仕組みが必要ではないかと思っていますので、それが2点目です。

すみません、ちょっと長くなって。3点目は、これは私たちが厚生労働省さんの補助事業で実施している中で、今日も子ども・若者のことのテーマでありましたけれども、3月1日に、死にたい、消えたいという思いを抱えながら相談をちゅうちょしている手前段階の子ども・若者の場として、「かくれてしまえばいいのです」というオンライン広場を開設しました。

1日からのオープンで、2週間で100万アクセスとなっていて、今も1日5万アクセスを超えている状況です。これは決して喜ばしい状況ではない。それだけ、今日は子どもの自殺の実態の話もありましたが、過酷な状況にある人がたくさんいると受け止めていく必要があると思っていますし、実態を受け止めつつ、私たちも相談・受付との連動を進めていきたいと思っています。

すみません、長くなりますが3点で、1点目の文科省さんのことについては後ほど御回答いただけたらありがたいです。以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。1点目ですね。いわゆる端末系の話だったと思いますけれども、これは文科省さん、何か、先ほどの御質問についてお答えいただけますでしょうか。

○文部科学省 文科省でございます。

根岸先生、ありがとうございます。こちらにつきましては10億円という予算なのですが、全ての学校、全ての児童生徒にというふうには当然なかなか足りない部分でございます。基本的には全ての自治体が導入していただきたいのですが、そのうちの一部の学校についてというところでございます。ただ、全ての自治体と申し上げても、当然のことながら、こうしたものを導入するとなれば、それを見る先生だったり、カウンセラーさんとか、体制がやはり必要になる話でございますので、そこら辺、一定程度、自治体側の負担というものもございますので、そうした意味で、特に小規模のところはなかなか手を挙げづらいところが見られるところではございます。

そういった状況でございますので、現段階では数値目標として何%といったものは取り上げてございませんけれども、ただ、来年度、モデル事業として始めてみて、そこでの導入状況を見ながら、今後どれぐらい進むかというのを見てまいりたいと思います。

すみません、答えになっていませんが、以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。根岸委員、よろしいでしょうか。

○根岸委員 はい、ありがとうございます。

○椿座長 根岸委員のコメントの2点目につきましては、警察庁、厚労省、総務省それぞれ関連すると思いますので、いろんな意味で検討いただければと思います。3点目についても厚労省のほうでよろしくお願いします。

引き続きまして田村委員、手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○田村委員 ありがとうございます。日本精神保健福祉士協会の田村と申します。

様々な御報告、ありがとうございました。警視庁の御説明のところちょっと質問させていただきたいのですが、ネットでの自殺予告事案について、説諭等で予防したという数値が出ていて、自殺対策についてはその予防できた数字を示すことが非常に難しいと思うのですが、ここに関しては明確に予防ができたということで数値化されていて、こういうものがほかにもいろいろとできるといいのだろうなと思っていて、これは様々な事業、モデル事業も含めて各省庁で取り組まれているので、その中で、今後予防できた数字の出し方なども検討できるといいかなということも思っているところです。

質問したいのは、警視庁で、ネット以外でも、例えば私どもの団体でも、心の健康相談統一ダイヤルなどで対応していて、電話があった方が、今すぐ死にたいとおっしゃられたときに、最寄りの警察に連絡をして、その場に出向いていただくということが時とあります。恐らく結果的にその場での自殺予防ができたのだろうと思っております。そういったインターネット以外のところでの自殺防止のために年間何件ぐらい動いたとか、そういったことについても、もし統計があるのであれば教えていただけるといいなと思っております。

それと、警察との連携によってぎりぎりのところで防ぐということが大事な場合もあるので、今後、警察官等と私たちのような心のケアの職種の者たちとが協働するような研修

ですとか協議の場とか、そういうものも地域で設けられるといいように考えているのですが、けれども、何かそういったことの地域で好事例等がありましたら併せて伺えればと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。警察庁のほう、よろしく願いいたします。

○警察庁 警察庁生活安全企画官の関口です。

1点目なのですが、インターネット以外、例えば電話でお知らせを受けて現場に臨場して、どのぐらいの方を助けられたかと、そういうデータは、申し訳ないのですが、取っておりません。

2点目なのですが、御指摘踏まえて、ちょっと持ち帰って検討したいと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。検討いただけるということで、田村委員、よろしいでしょうか。

○田村委員 はい。ありがとうございました。

○椿座長 引き続きまして、江澤委員、手が挙がっています。よろしく願いします。

○江澤委員 ありがとうございます。2点意見と、4点、簡単に御質問させていただきま

す。

まず1点目は、18万5,000人のゲートキーパーの研修の修了者がいるというところで、大変望ましいことだと思っておりますが、ゲートキーパーも必ずしも登録制ではないため、他の分野の事例としては、認知症のチームオレンジというのがございます。一定の講座を受講していただいて、いろんな役割を担ってもらうものですが、こちらもそういったものを参考にして、何か一定の講座を受講していただいた上で、自殺対策の役割を担って活躍していただく仕組みというの、特に地域住民のいろいろ理解を深めるためにも重要ではないかなと思っておりますので、こういったものも方策ではないかと思っております。

2点目は、各省庁の取組のいろいろ前向きな報告をいただきましてありがとうございます。以前も申し上げたのですが、各省庁の取組の実態と、その効果検証を行って、PDCAを回していくことが必要ではないかと思っております。また、全国の自治体職員さんも、人材不足で専従の担当者はなかなか少ないかもしれません。多くは専任として他の業務を兼任している方が多いかとも思いますので、そういったことを踏まえた施策も必要だと思います。

私も、この会議にもう6年間参加させていただいておりますが、本会議も散発的に開催されてはいるのですが、毎回、各回での連続性というのがいま一つ見えてこない、これは感想として思っているところで、継続的な取組とその効果についても今後報告したり議論することも必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして質問ですが、まずは、今日、厚生労働省のほうから著名人の自殺の報道の見直しということで、確かに最近、毎回報道のある方が変わってきて、好ましい方向

にはいつているのですけれども、それに伴って何か変化があれば教えていただければと思います。著名人の自殺の報道のときに自殺対策の窓口にアクセスが増えたとか、何か新たな変化があれば教えていただきたいと思います。

2点目の質問は、以前、会議において、子どもの自殺と、いろいろSNS等でも、「学校に行きたくない」というキーワードが自殺リスクと相関性が高いのだということが示されたと思います。「学校に行きたくない」というキーワードがあつたときに大分議論になったと思いますけれども、その辺りについて何か取り組んで今進んでいるのかどうか、分かれば教えてください。

3つ目の質問は、いまだに社会では子どものいじめや、あるいは匿名による誹謗中傷が後を絶たないところでございます。そういった中で、子ども、あるいは将来大人になったときの対策も含めて、学校における倫理教育あるいは道徳教育の充実強化を図って、やはり人を大切にすることを養う人間教育を深めていく必要があると思うのですけれども、その辺りについて御見解があれば教えていただきたいと思います。

最後4つ目は、以前取りまとめでも私申し上げたところですが、自殺未遂者を支援機関に「確実につなぐ」ということが大変重要だと思っているところですが、その辺りがまだまだ取組の余地があると思うのですけれども、その辺りについて何か御示唆があれば教えていただきたいと思います。

以上、2つの意見と4つの質問でございます。長くなりました。ありがとうございました。

○椿座長 運営も含めて貴重な御意見ありがとうございました。それでは、質問に取りあえず答えていただければと思いますけれども、まず、厚生労働省さんに、報道に関する見直しをやつたということに関しての変化があればという御質問をいただいています。

では清水さん、お願いします。

○JSCP清水代表 いのち支える自殺対策推進センター代表理事の清水です。

今、著名人の自殺報道による変化があつたのかどうかという御質問だったかと思いますが、資料の4ページ目に、「令和5年（暫定値）自殺者数の最近の動向」ということで月別の総数が載っているかと思いますが、このグラフを見ていただきますと、目立つのが黄色の折れ線の10月ですね。これは有名な女性の俳優の方が9月の末に自殺で亡くなって、その自殺報道の影響と見られる自殺の増加が10月上旬から半ばにかけて続いたということの表れだと見られています。また、次に目立つのが青い折れ線の5月ですね。これは令和4年、2022年の5月に中高年の男性のタレントの方が自殺で亡くなって、その後、その報道の影響と見られる自殺の増加があつたということによって、月別の自殺者数で見ると、令和2年の10月と令和4年の5月が顕著に増加しているということが分かります。

一方、昨年7月に若いタレントさんがやはり自殺で亡くなって、そのことが大きく報道されました。この昨年の折れ線は赤色になるわけですが、7月のところ、顕著な増加が見られないということがこのグラフから分かると思います。これは日次の、日別の

データで見ても、自殺報道の後に自殺が増えたということは確認されませんでした。ですので、1つ考えられることとしては、自殺報道のあり方が変わったことによって、この7月のタレントさんの自殺報道後に自殺者の増加が見られなかったということはあり得るのではないかと思います。

ただ一方、自殺報道の影響を受けやすい方というのは、その亡くなった方と属性に近い人だと言われているので、そうすると、7月に亡くなられた方というのは、属性的にマイノリティに属する方なので、もしかしたら、その方と自分が近い存在だと感じた方が少なかったことによって、顕著な自殺の増加が見られなかったという可能性もあるかと思えます。

ただ、いずれにしても、こうした変化があったということです。

○椿座長 どうもありがとうございます。第2の質問の「学校に行きたくない」という例のキーワードに関しても、これはどなたに聞けばいいのかな、一応分析はJSCPのほうが行われたということは承知しておりますが、対策は文科省さんですかね。

では、一応文科省さんにまず伺えればと思います。よろしくお願いします。

○文部科学省 文科省でございます。

御質問ありがとうございます。分析につきましては、すみません、ちょっとあれですけども、取りあえず、今日の資料でしたら135ページのところに、自殺とは直接結びつけていないのですけれども、いわゆる不登校の関連事業として、現在、文科省において取り組んでいる内容でございます。

ちょっと黄色く薄くかかっているところでございますが、説明の中でも申し上げたとおり、学びの多様化学校であるとか、あと太字のところですね。校内教育支援センターだったり、要は、学校には行ける子、行けない子、学校に行けても教室に入れる子、入れない子と、いろいろなお子さんがいらっしゃると思うので、なるべくそのお子さんたちが参加できるようなメニューをこちらとしてはきちんと整備して、上の3行目にも書いてございますけれども、学びたいと思った子が誰一人取り残されないような保障に向けた不登校対策ということに取り組んでいるところでございます。

ただ、昨年10月に公表しました問題行動等調査でも分かっていることですが、不登校の子どもたちの中にも、やはり一定数、どこの関係機関とも関係を持っていない、そういった子どもたちがいますので、もちろん粘り強く我々のほうからアプローチはしておるのですけれども、必要な場合には、当然福祉機関だとかそういった関係機関とも連携しながら働きかけていきたいと考えております。

すみません、ちょっと定性的な説明でございますが、2については以上でございます。

○椿座長 3のいわゆる倫理教育も文部科学省さんでよろしいでしょうか。

○文部科学省 はい。3につきましても、直接の担当課ではないのですけれども、道徳に関しましては小中高校と一応教科としてなって組み立てておりまして、その中で、差別だとか偏見だとか、他人を思いやること、人権教育とか、そういったものに取り組んでいる

ところでございます。ごめんなさい。人権教育につきましては、教科として道徳と決めてはいないのですけれども、その地域の実情に応じて、いじめ対策と同じでございますけれども、例えば総合の時間を使ったり、もちろん道徳の時間を使ったり、ほかの科目の授業も実情に応じて使いながら、そうした教育にも取り組んでいると承知しております。

よろしいでしょうか。

○椿座長 どうもありがとうございました。

最後に、未遂者を確実につなぐということ、これは厚労省さんのほう、よろしく願います。

○前田大臣官房参事官 未遂者の関係、確実に支援機関につなぐというのは非常に大事なことでございまして、地域自殺対策強化交付金で、自治体の取組等に対しまして未遂者支援というものも盛り込まれておりますが、先ほど申し上げましたように、まだまだその点、拡充の余地がございますので、昨年度から支援のモデル事業ということで、未遂者支援に取り組む自治体に対する事業を開始しているところで、なるべく多くの自治体に手を挙げていただけるように働きかけてまいりたいと思います。

○椿座長 どうもありがとうございます。江澤委員、よろしいでしょうか。

○江澤委員 では一言だけ。すみません。御回答いただき、ありがとうございます。最後の点につきましても、我々、医師会としましても、医療機関と行政でまだまだ連携できるような取組が多々あろうかと思っておりますので、また国のほうでもよろしく願いたいと思います。

あともう一点、自殺の報道の変化によって、いつも番組の報道の最後に連絡先の窓口が、いろいろ電話番号等出ますので、ああいったものでちょっとアクセスが増えているかどうか分ければ、後日で結構ですので、また情報があれば教えていただきたいのと、やはり「学校に行きたくない」とか、子どもは周りに、特に言えないと思いますが、そこをどう大人がキャッチアップするかというのが大事なので、ぜひそういったことについて丁寧に、そういったリスクをディテクトできるかどうかは引き続きよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

○椿座長 どうもありがとうございます。たくさんの先生、手挙がっているのですが、朝比奈委員が途中退席と聞いておりますので、朝比奈委員、もし御意見、御質問等あればよろしく願います。

もう御退席された。大変恐縮でした。申し訳ありませんでした。

それでは、引き続き続けさせていただきます。生越委員、手が挙がっております。生越委員、よろしく願います。

○生越委員 すみません。よろしく願います。

私からは質問が2つですね。まず、背景調査で、基本調査から詳細調査に行くのが4.6%。昨年10月の調査の結果では、いわゆる学校生活に関する要因がないと、あと、遺族の要望がないと、だから基本調査で終わるのだという話がありますが、その一方で、この学校生

活に関する要因というのはかなり広いのです。学業の不振もありますし、学友との不安もありますし、いろんな要素が含まれるのに、その原因を統計上見ても、4.6というのは余りに低過ぎる。それに関して何か調査なり、今後何か文科省さんのほうで対応等されるのかどうかということをお伺いしたい。

2つ目は、カウンセラーとかソーシャルワーカーのお話が出ましたけれども、すみません、これはちょっと不勉強で質問なのですが、そもそも何か問題を把握したときに、例えば労安衛法の産業医のように、例えば就業上の措置とかそういう形で、この子はこうしたほうがいいよというような提言ができる権限が、何か規則か法律でカウンセラーとかソーシャルワーカーに与えられているのでしょうか。

すみません。あと1個だけ質問なのですが、これは毎回この会議でお話ししているのですが、ソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーさんはいいのですが、学校保健安全法という法律で、学校医というものが存在するはずなのですね。子どもの自殺対策をするときにどうして学校医の話が全く出てこないのか。学校医という、せっかく法律で定まった資源があるのに、活用できずに、スクールソーシャルワーカーさんとかスクールカウンセラーさんとか。法律上ないし規則上権限が与えられていない人が最前線にいるということは、これは戦略上正しいのかということをお教えいただきたいなと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。いずれも文科省さんに対する御質問かと思えます。文科省さん、よろしくお願いします。

○文部科学省 御質問ありがとうございます。冒頭1つ目にありました背景調査の部分で、5%弱というのは余りにも少ないのではないかという話でございましたけれども、我々としても実際そのように考えておりますし、我々のほうで実施しております有識者会議でも、その問題行動調査のこの前の結果を受けて、そのような指摘がなされているところでございます。

今後、こういった背景調査の部分のやり方だとか、遺族への説明だとか、あと学校としての捉え方、そうした部分についての取組の姿勢についてもちょっと見直しが必要になるかと思うので、そちらに向けた検討というのはちょっと進めてまいりたいなと考えておりますのが1点目でございます。

2点目、学校医の部分につきましてでございますけれども、カウンセラー、ソーシャルワーカーにつきましては、おっしゃるとおり、法的権限というのは当然ない状態でございます。現状どのようにやっているかといいますと、当然のことながら、カウンセラー、ワーカーが得た情報というのは学校の中の管理職ですね。担任の先生も含めた学校の先生、管理職、チーム学校として共有するという事になっておりますので、学校としてその後どう対応するかという話になるかと思えます。

ただ、いずれにしても、法的権限ではないので弱いではないかというような御指摘があ

ればそれはそれでそういう見方もあるのかなとは考えます。学校医の活用の方法についてですけれども、こちらも、すみません、担当課のほうではないのでちょっと分からない部分もあるのですけれども、数だとかそこら辺十分なものが果たしているのかといったところも含めて、ちょっとそこは確認したいと思いますが、今回、学校医も一緒に入ってやったらいいのではないかというようなお話承りましたので、そちらのほう、どういった対応ができるかというのを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。生越委員、よろしいでしょうか。

○生越委員 はい。

○椿座長 どうもありがとうございます。齋藤委員、よろしく申し上げます。

○齋藤委員 委員長、今、議題2、3についての質疑でしょうか。

○椿座長 はい。

○齋藤委員 では、1点、文科省さんに対してなのですが、資料3-2、ページ数でいうと130ページのところ、画面共有ではなかったのですが、口頭でお話しされた児童生徒の自死事案におきまして、基本調査の実施率が令和4年100%というお話がありましたが、実際、私どもの連絡会で代理人などを担当している事案におきましては、基本調査そのものが行われていないという実態がございます。また詳細調査は、遺族が要望書等を提出して要望しても、詳細調査が行われていないという実態がございます。また、私が関わった事案におきましては、詳細調査の調査報告者においても、基本調査が行われなかったという記載がある事案もございますので、今後でいいのですが、こういった調査、基本調査等の実施状況につきましては正しいデータなどで件数をお示しいただけたらと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。何か文科省さんのほうからコメントございますか。

○文部科学省 ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、昨年の問題行動調査において、その基本調査、詳細調査の実施率について取り始めたところですので、こちらについては継続的に見てまいりたいなと思います。繰り返しになりますけれども、やはり数字として詳細調査の実施率というのは低過ぎるという御指摘はそのとおりだと思っておりますので、例えば遺族への説明だとかそういった部分について工夫ができるかどうかについても、併せてしっかりと対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。それでは引き続きまして大津委員、手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○大津委員 聞こえていますでしょうか。

○椿座長 聞こえております。

○大津委員 会議の運営に関して1点だけ、厚労省さんにコメントいただければと思って

おります。各省庁の取組を伺っていて、国全体で横断的かつ包括的な支援を進めているという点は理解できました。自殺の原因が当然複合的な点であることを考えれば、非常に意義あることだと改めて実感しました。

ただ、他方で、医師会の江澤委員も指摘されておりましたけれども、効果的な取組を講じていくためには、各省庁の取組を総合的に分析・検証していくプロセスというのは大切だと思います。各省庁の支援の成果というのを数字などで明示するという事は難しさもあろうかと思うのですが、どの省庁が司令塔となって各省庁の取組をどう評価して、より効果的な支援策の展開につなげていくのか、この辺りのプロセスについて教えていただければ幸いです。

以上です。

○椿座長 これはいかがでしょうか。厚労省さん、お答え可能でしょうか。

○前田大臣官房参事官 御意見ありがとうございます。御説明では割愛させていただいたのですが、資料2のほうに、これまでの取組の実績値という形で数字的なものをお示ししている部分はございます。こちらも、限界もございまして、それがどう自殺予防につながったかというところをお示しするまでには至っておりませんが、そういった形でかなりのボリュームでお示しいたしております。これは毎年行っておりまして、この会議にお示しをしております。

また、大綱の見直しなども5年ごとに行っている状況でございますので、その際にこちらの有識者会議でも御意見等賜りながら、外部的な評価をいただいていると承知しております。会議の運営のあり方ですとかプロセスについては引き続き、どういうやり方がより望ましいのかというところを考えてまいりたいと思います。

不十分かもしれませんが、回答としては以上になります。

○椿座長 いかがでしょう、大津委員、よろしいでしょうか。PDCAきちっと回すということ自体は、どういう仕組みでやるかは本当に大きな問題だと思います。

それでは続きまして伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。

2点ほど意見がございます。まず文科省さんに対する意見です。先ほどの根岸委員の御発言とも重なるところですが、1人1台端末を活用した心の観察の導入推進について、非常に重要な施策だと思います。目標値は今のところ設定していないということでしたけれども、全体の学校においてどのような政策がどのぐらい導入されて、児童生徒に施策が実際にどの程度届いているのか。施策の評価のためにも量的や質的な進捗の成果のモニタリングをすることが重要かと思っておりますので、定期的な全国調査を行うなどして、実施状況のモニタリングをしていただければと思っております。

続けてもう一点、厚労省さんに対しての意見、あるいは要望です。WHOの手引の周知に関する事です。大綱において、WHOの手引きについて2つ記載されておまして、報道機関向けと映像関係者向けと、後者はいわゆるクリエイター向けの手引きがあるかと思っております。

報道機関向けの手引きに関しましては、先ほど厚労省さんやJSCPさんからも御説明いただいたところですが、周知が進んで具体的に報道にも手引きの内容が反映されていると認識しております。一方で、後者のクリエイター向けのWHOの手引きについてはまだ周知が十分ではないようにも思います。昨今、生成AIの飛躍的な発展によって、より簡便に画像とか映像もつくれる時代になってきていますので、自傷、自殺の有害なコンテンツがより流通してしまうリスクもありますので、この手引きについて周知したり、あるいは関係者のヒアリングやディスカッションも必要な時期でもあると感じておりますので、このWHOのクリエイター向けの手引きの周知、あるいは関係者との連携について具体的に施策を検討、対策を講じていただければと思っております。

以上です。

○椿座長 文科省さんや厚労省さんに対するコメントでございました。よろしいでしょうか。ぜひ反映していただければと思っております。

引き続き、中山委員、手挙がっております。よろしく願いいたします。

○中山委員 ありがとうございます。私からは、幾つかこういうことがさらにできないかという、そんな御提案というか、お願いというか、そのようなたぐいのことなのですが、まず、今日は厚労省はじめ各省でいろんな対策をしていただいているというのをお知らせいただいて、基礎自治体にあっても、JSCPさんの取組をはじめとして、都道府県との連携とか職員の研修、あるいは自治体間の連携などいろんな形の対策ができるようになってきた、あるいは情報の共有が進んできたということで、本当にありがとうございます。

その上でということですが、2つ3つあります。1つは、厚労省さんのほうのプラットフォームありましたね。都道府県が基礎になって、市町村と連携しながらプラットフォームをつくっていくということだと思っておりますけれども、これ、私が知らないだけかもしれないですが、例えば都道府県がまだなっていない場合に、当該県内の市町村にあって、なかなかそれが活用できないということで仮にあるならば、そういった場合には、したいという市町村があれば、その市町村が中心になってプラットフォームを立ち上げて、そして他の市町村、それも例えば都道府県、県境越えてもいいと思うのですね。市町村間でプラットフォームつくってやるという、基礎自治体の横の連携ができるようなプラットフォームづくりについての応援をいただくことができれば、都道府県系列の縦と市町村系列の横と縦横にプラットフォームが全国の中で網ができ始めてくるということにもつながるのかなあと思ったり。

それから、その中で市町村として大切なのは地域の中で民間の皆さんとつながることですよね。それは市町村独自でやれるところはやっているのですが、それを支援するような、例えば孤独室の対策の中では市町村が中心になって、民間とプラットフォームつくるというのがあったと思うのですが、あれの自殺対策総合版というか、あるのかもしれないけれども、なければそういうのができるようになればいいのかなと。

さらに言えば、民間の皆さんの相談体制を応援するような、これは厚労省の対策の中に

もあったと思うのですけれども、既存のNPOだけでなく、これからNPO、あるいはNPOでなくても、グループをつくって立ち上げようという民間の皆さんがいたときに、それを懲憑できるような。せつかくゲートキーパーの講座を10万、100万単位でやっていらっしゃるわけで、ゲートキーパーさんがお互い集まってグループつくって何かやっついていこうとなったときに、それを応援して、グループ化をして、それが例えば地域の市町村とつながって、一つのプラットフォームがゼロからできてくるというようなことも含めて、そのような懲憑していただけるような場がないかなと思ったのと、あとは、いろんな各省の対策の中であるわけですが、対都道府県ですよ。

対直接市町村のやつもあると思うのですけれども、対直接都道府県の施策が多くて、そういう場合に、市町村が、ああいいな、これ応援してほしいなと思うことがあったとしても、都道府県がその施策を含んでいない場合は独自でやらないといけなくなってしまっているんで、できればこういう分野の対策は、都道府県はベースにしても、市町村がやりたいと言ったときには市町村が主体的に手を挙げて、これ、直接国が相手になると幾つもお対象にしないといけないので大変だと思うので、市町村が手を挙げて、都道府県が窓口になって、そのままスルーして国にお願いできて、国は都道府県をスルーして市町村に対して支援できるような、そういうスキームがあると、いろんなやりたい市町村いっぱいあると思うのです。いろんな施策を使って。でも、都道府県頼りばかりになってしまうので、ちょっと直接申し上げたような形でお願いできないかなというのがありますね。

それから、最後に1つ。すみません、長くなって申し訳ないのですけれども、あったらすばらしいと思うのが、世界ですね。今日本の中でいろんな地域がどんな対策をしているのかというのは、情報共有をする場というのは本当に進んできたと思うのですけれども、世界ですよ。ほかの国はどうしているのだろうかというのを自治体としても知りたいわけですが、日本は世界の中でも自殺率が高いだろうと思うのですけれども、ではほかの国はどのようなのですか。ほかの国は、低い国はなぜ低いのですかと、どんな対策をしているのですかというのを、日本として、あるいは地域としてそれを共有できるような場があれば、人間の安全保障の分野なので、SDGsの大切な課題でもあると思うのですね。

自殺対策というのは世界共通の課題でもあったときに、世界全体で共有して、互いの対策を、互いの状況というのを、そういうデータもあると思うのですけれども、それをもっともっとうちで共有できるようにしていただくと、来年は万博ですね。テーマはまさに「いのち輝く未来社会」ということなので、ぜひ万博に向けて、あるいは万博の中で日本政府が中心になって、地域を巻き込んで、外務省いらっしやいませんけれども、外務省も巻き込んで、世界の対策を共有して、そして、命を考えるダボス会議みたいなものを万博の中で、日本政府主催でやる。今いろんな命が、いろんな紛争があつて軽んじられるような傾向もあると思うのですけれども、この機会に自殺という切り口から命を考える、万博でやる、ダボス会議をやるという、そのぐらい、外務省巻き込んでぜひやってほしいなと思います。

すみません、いろんなことを申し上げましたけれども、どうぞよろしく申し上げます。
○椿座長 御意見ありがとうございます。特に市区町村の連携と市区町村に対する政策、それから国際連携ということをいただきました。ぜひ検討いただければと思います。

多分、少し延長になるかもしれません。御容赦ください。続きまして、松井委員、よろしくお願いたします。

○松井委員 ありがとうございます。単発的な質問2つお願いします。

1つは警察に対してですけれども、96ページのところで、自殺の誘引等の情報に対する対応というのが書かれていまして、非常に大事なことだと思ったのですけれども、せっかく削除依頼をしたにもかかわらず、これを見てみると、4割が削除されなかったと。恐らく有害であるという判断であったために削除依頼をしたのに、どうして削除されなかったかということを知りたいのが1つと、これは情報が残されてしまうということに対するお考えがあればそれも教えていただきたいということが質問です。

それからもう一つはこども家庭庁さんに対してですけれども、産前・産後サポート事業というものが行われていることを見せていただきましたけれども、地域では産婦人科の先生から精神科に対して連携の要望があるのですけれども、女性を専門とするという精神科医が少ないことから、何とかしてくれないかということをよく言われます。国として何か精神科に対するアクセスの必要性というものを感じておられるかということを知りたいと思います。

といいますのは、昨年ちょっとここでもお話ししたのですけれども、児童思春期に対する対応力が、精神科医が弱いということで、日本精神科病院協会で、児童思春期に対する精神医学対策講座というものを開きました。医師と多くのコメディカル参加したのですけれども、この必要性があるために恐らく今後も継続していくでしょうし、精神科医が少しでもお役に立っているのではないかという気持ちにもさせられます。そのために、もし産前・産後にも必要性があるならば、協会としても何らかの協力をしなければいけないかなあと思ってこういう質問をさせていただきました。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。まず、警察庁さんのほうでよろしくお願いたします。

○警察庁 警察庁生活安全企画官の関口と申します。

御指摘のとおり、警察官、警察が必要だと思い、通報件数しているものが6,609件、そのうち削除に至った件数が3,851件。御指摘のとおり、非常に少ないと思っております。すみません。この部分の理由というのは、直接担当も今日来ておりませんでしてちょっと不明なのですけれども、少しでもこの件数、削除に至った件数は上げられるようにしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

○椿座長 この辺に関してはまたいろんなサポートで分析もできればなと思っております。

こども家庭庁さん、次、よろしく申し上げます。

○こども家庭庁 御意見、御質問ありがとうございます。

産前・産後サポート事業と関連して、児童精神科医の不足についての認識ということでございます。担当課は母子保健課になりますが、すみません、今日参加しておりませんので、持ち帰ってしっかり伝えたいと思います。一般論ですけれども、私の認識としても、やはり児童思春期に対する適切な対応を行っていただくような医者の数自体は決して多くないと認識しておりますので、やはりそういったことに対応できるような地域での体制づくりというのは非常に重要な課題ではないかと認識してございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは続きまして向笠委員、よろしく申し上げます。

○向笠委員 ありがとうございます。2点ございます。

1点は、去年も含めてなのですけれども、子どもに対するSOS出し方教育の推進は昨年もお伝えしていて、文科省も動いていらっしゃる。同時に、そのときに大人のほうに子どものSOSをちゃんと聞いて、そしてその対応をできるような教育も、要するに両輪で行うべきだというような意見が出ていたと認識しております。

それで、今年度は、やはりSOSは出るのですが、教師に対する、大人に対しての子どものSOSに耳を傾けるというような教育等に意見が、ここはちょっと私気がつかなかったので、その点がどのようになっているのかというのが1点。

それと2点目は、SOSの出し方教育は対象学年が決まっているのでしょうか。小学校何年生とか中学校何年生とか。高校は、SOS出し方教育の対象としては外れているという状況かどうかを知りたい。それはなぜかということ、校医さんの話が出ましたけれども、小学校は割と小児科医が多いのですが、高校になると精神科医がたしか入っていたように記憶するので、ここ数年の高校生の自殺の問題が入ってくるときに、やはりチーム学校の考え方を高校も同じように、校医さんと精神科医が入っているならば組んで考えるということが可能ではないかと思うのですが、そここのところの質問も含めて、お答えができる範囲で結構なのでよろしく申し上げます。

○椿座長 どうもありがとうございます。文部科学省さん、よろしく申し上げます。

○文部科学省 すみません。文科省でございます。

1つ目につきまして、SOSを聞いて大人がどう対応するかというようなお話だったかと思えます。こちらにつきましては、先ほど御説明したとおり、自殺予防教育のモデルのほうを、今年度、来年度の我が省内に置かれました有識者会議において検討しているところでございますので、その中で併せて、当然大人のほうもそういったものを受け止めた場合どうするのか。やはり先生おっしゃるとおりで、幾ら教えても、受け止める側の先生たちがしっかり受け止められないと意味がないということ、これはごもっともだと思いますので、そうしたところもどうやって受け止めるかについても併せてその有識者会議の中で検討してまいりたいなと考えております。

2点目の部分ですが、高校ですが、自殺予防教育について、特段、小中高で区別するといったようなことはしておりませんで、それぞれの発達段階に応じてやるというような形になっておりますので、すみません、そういう意味では高校生は排除しているとかそういったことはございません。

○向笠委員 そうすると、高校は、SOS出し方教育は入っているのかどうかを知りたいのですね。というのは、ここ数年の男子高校生、女子高校生の自殺が、数が増えてきているので、それはどういう状況ですか。

○文部科学省 数字的なものは、すみません、今ちょっと持ち合わせていないのでちょっと調べたいと思うのですが、一般的に、一般論、肌感覚からすると、やはり大きくなればなるほど、なかなか気持ちを出さない、学校に伝えないという子たちが増えてくるので、そういう意味では、先生方、要は学校側でそうした気持ちを把握するというのが難しくなっているという話は伺ったことがございます。ただ、当然高校段階の先生であればそうしたことも踏まえて、そうした教育、生徒たちに当たるときにはそういったことも考えた上で当然対応するということになっておりますので、しっかりと把握できるところは把握できるように進めてまいりたいと思います。

すみません。答えになっていないですけれども。

○向笠委員 できれば、ある程度の段階がどれぐらいいつているのかというのは、高校生って、コロナ以降、非常に危険な状況と印象としても思います。数字でも挙がってきているので、結局、コロナ世代が次また高校生になっていくので、同じ状況が続くというリスクは十分あるので、やはりこのところをどのように、SOSにしろ、教師にしろ、それからたしか精神科医が校医で入れたのではないかと、正確ではございませんけれども、あったように記憶しておりますけれども、そこも含めて、高校になると発達段階がより大人に近づくので御検討していただいて、少し資料等を教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○文部科学省 ありがとうございます。数字等については併せて集めるようにしたいと思います。

○椿座長 どうぞよろしく願いいたします。引き続きまして山口委員、よろしく願いいたします。

○山口委員 2つです。

1つは、今、向笠委員からもありますSOSの出し方に関する教育と教員の側の受け止めの部分に関し、私も今回の報告では十分な取組とは言えないと思います。また、具体的な数値等も少なく、取組の成果が分かりにくいところがありましたので、次年度以降は、具体的な取組の状況や成果等に関してはこの会議の中でぜひ示していただけるとありがたいと思います。

もう1つが、厚労省から説明のあったこども・若者の自殺対策危機対応チームに関して、これも先ほどの中山委員のコメントにあるように、都道府県単位よりも、市町村単位のほ

うがより有効な事業として活用できるのではないかなと感じる面もあります。また、少し懸念することとして、支援対象者を自殺未遂者や自傷行為の経験がある若者への対応が困難な場合等々ということによって表現されていますが、私立学校の場合にも公立学校と同様に情報共有ができ対応に繋がっているのか、私立学校に対しても十分な形でサポートに入ることができるのかということです。実情を少し教えていただければと思いますし、また、昨年度に比べて予算額が少し増えています、今年度含めて実施してきた中で課題として感じていること、今後さらなる推進をしていく上での課題と考えていることがあれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。後者の、文科省、まず私立の取り扱いということ、今、御指摘ありましたけれども、何か御回答ございますでしょうか。

○文部科学省 すみません。今、私立についてのお話であったと思うのですが、本日、予算という形でお示した数値については、基本的には全て公立の数字になっております。私立のほうには、当然、私学ですので、学校法人としての予算立て、あるいは私学の助成金という中で恐らく賄っていると思いますけれども、先生おっしゃるとおり、その状況、数字については、我々、なかなか把握しづらいというところはございますが、ただ、都道府県の私学担当課とは平素から連携してございますので、そうしたところと連携して、具体的にどういう取組がなされているのか、取組状況どうなのか、そういった部分について連携することは可能だと考えておりますので、そうした取組も進めて今後ちょっと考えていきたいなと思います。

○椿座長 私学のほうの見える化といいますか、状況も含めて。厚労省からもよろしくお願ひします。

○前田大臣官房参事官 こども・若者の自殺危機対応チーム事業の関係での御意見、御質問でございましたけれども、こちら、令和5年度から開始ということで、最初の年度をほぼ終わろうとしているところですので、まずしっかり状況把握を行いまして、その中で課題等どのようなものがあるかということのをしっかり検証してまいりたいと思います。現状、実施主体としては都道府県・指定都市ということにしております。直接支援ということではなくて、支援者支援という枠組みで今やっているものでございますので、例えば、市町村の人口規模等によりますけれども、指定都市等であれば何十万人というような形でおりますので、例えば精神科医の先生ですとか、弁護士さんですとか、そういった人材も確保しやすいかなというところはあるので、まずは都道府県・指定都市で手を挙げてくださるところで実施をしてみまして、その状況を踏まえて、中長期的に他の市町村でどのようなことができるかということも考えていきたいと思います。

○椿座長 どうぞよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

引き続き、馬場委員、手挙がっております。よろしくお願ひいたします。

○馬場委員 馬場でございます。

本日は各省庁の皆さんから大変丁寧な説明ありがとうございました。自殺対策も、そういった視野、視点を入れて、いろんな省庁で取り組んでいただいているということは自治体にとって大変心強く感じております。私からは1点の報告と2点の要望をお伝えさせていただきます。

まず、1点の報告ですけれども、足立区はこの4月から、まるごと相談課というのを設けて、こちらで幾つもの領域にわたる相談を、誰でもいつでもまるごと相談受けるという窓口を始めます。自殺に陥る方は複数の悩みを抱えていて、区役所に相談に行くにも非常に萎縮して、たまたま相談しても、うちの窓口ではなくて隣だからつなぐねと言われても、それで萎縮して相談が進まないことがあるのですけれども、丸ごと相談窓口でまずは相談を受けて、必要なときはアウトリーチをするという対応を取っていきたいと考えております。それで、一人でもまた自殺する方が減るといいなと考えておりました、成果が出ましたら報告させていただきます。

続いて2点要望がございます。1点目は、資料では73ページ、こども家庭庁の資料です。産後ケア事業です。産後ケア事業には宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型がございます。出産できて、元気なお子さんが産まれた方は、結構この宿泊型ですとかデイサービス型の要望が多いのですが、実は出産を間近に控えたところで死産になってしまった方もこの産後ケア事業は使えるのですが、元気なお子さんが産まれた産婦さんと交わるような宿泊型やデイサービス型はなかなか使えなくて、アウトリーチ型を希望される方がいらっしゃいます。

私ども自治体でもアウトリーチ型を準備して、家庭訪問して、心と体が疲弊している方の産後のケアをしたいと考えておりますが、こちらを担っていただける助産師ですとか、あるいはホームヘルパーさんですとか、そういった事業所や医療機関が非常に数が少なく、なかなか手配するのが困難です。今後、こういった方にきちんと支援することでお子さんも、その次のお子さんも考えていただけるようになるでしょうし、何より産後のうつの自殺というところにもケアできる事業だと思いますので、もしかしたら、もう何か対策取っておられるかもしれませんが、こういったアウトリーチ型ができるような人材の育成や研修などを国挙げてぜひ行っていただきたいと思っております。

2点目の要望は、資料は78ページになります。文科省のスクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーの配置を充実していくというところです。足立区でもスクールソーシャルワーカーの必要性は感じておりました、拡充していく方向ですが、こちらについては、募集をかけても応募してくださる人材がいらっしゃいません。については、やはり子どもの相談に乗っていただくような立場の方の人材育成、養成は早急に進めていただきたいということと、実はスクールソーシャルワーカーの人材は少なくとも、養護教諭は結構地域にあります。保健の先生については募集をかけると手挙げていただける方多いので、子どもの相談体制を確実に整備していくということであれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに限らず、養護教諭も複数配置できるような柔軟な要綱に

していただいて、今まで以上にプラスアルファで相談に乗っていただける方を置けるような仕組みを検討していただきたいと思います。

以上でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○椿座長 どうもありがとうございました。要望2点いただきましたので、関係府省、ぜひ反映いただければと思います。

続きまして漆原委員、よろしく願いいたします。

○漆原委員 連合の漆原です。3点意見を発言したいと思います。

1つは先ほど医師会様からも発言がありました、専門医との連携についてです。自殺につながる可能性のある精神疾患への対策として、厚労省によるかかりつけ医に対する心の健康対応の研修は、とても大切な取組だと考えています。早期発見や早期治療に結びつけるためには、かかりつけ医から、必要に応じた精神科医などの専門家への紹介につなげるための研修はより幅広く実施していただければと考えます。

もう一つが、生活困窮者について、自殺の場合、幾つかの原因が積み重なっていることと承知していますが、若年層より若干年齢層が高い層において、経済的困窮や生活上問題からの自殺者がまだ多くいます。そのため、大綱に基づき、生活困窮者への支援強化が進められているところだと思います。まさに今国会でも、生活困窮者の支援自立法の改正案が審議されていますが、支援員の処遇改善を通じた人員確保のための財源確保として、国に対して地方自治体への支援を要望するところです。

最後に、過労死等の防止のための対策に関する大綱の見直しが進められていますが、2つの大綱の関係性について十分理解できないこともあります。各省庁から御説明いただいた取組と重複するものもあるのかもしれませんが。実際のところ、過労死、過労自殺の原因の一つである精神障害は増加傾向にあり、あらゆる業種においてハラスメントの被害が増えている現状があります。長時間労働やいじめ、ハラスメント等が重なることにより過労自殺に至ってしまうケースも、労災事案の解析から明らかになっているため、長時間労働対策やハラスメント対策の更なる強化をお願いしたいと思います。それに併せ、4月1日から働き方改革において、これまで5年間猶予が設けられていた建設、自動車運転手に加え、医師の労働時間上限が適用となります。昨年末に若手医師の過労死事案も発生していることから、残業が常態化している勤務医の労働時間を適切に管理する、対策を実施することが重要でありますので、過労死等防止対策についても併せて強化をいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。3点意見を頂戴いたしました。これもぜひ各府省、特に厚労省さんのほうで考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

お待たせしました。三木委員、よろしく願いいたします。

○三木委員 すみません。今日はパソコンの状態が悪くて、iPadのほうで発言しております。

すけれども、今日はいろいろな御意見を伺って、本当に自殺対策はいろいろな分野から行っているということを実感しておりますけれども、まだまだ精神科医が足りないという御意見もございましたし、特に学校医に関しては、精神科医が、先ほど向笠さんからも御指摘ございましたけれども、高校生ぐらいだとやはり精神科医が対応できると思いますけれども、ただ、なかなか学校に入るといのは難しい面もありますので、やはりカウンセラーなどがまず話を聞いていただいて、クリニックなどに紹介していただくのがよろしいのではないかなあとと思います。

それと小中学校に関しては、これもまた非常に重要な点だと思います。なるべく精神科医が関わっていくべきですし、精神科でも児童青年期の委員会とかをつくって対応したり、自殺対策委員会でも対応を行っております。特にコロナ禍以降、これはすごく変化が起こっております。特に女性と子ども、青少年が亡くなっていることが多くなってきているということは統計でも出ているわけですが、それに対して有効な対策ってまだ打っていないのではないかと私どもも考えております。

そのためには、なるべく相談とか初診が気楽にというか、スムーズにできるようにしていくべきであろうと考えております。そのためには、いろいろなところで工夫されておりますけれども、ワンストップで相談ができたり治療ができたりするのがいいのかなと思いますけれども、私が気になっているのは、最近、ODですね。多量服薬ですけれども、精神科薬ではそんなに危険な薬というのは今もうほとんどございませんで、どちらかというところOTCという市販薬ですね。特に咳止めを、昔は、ブロンはよく使われたのですけれども、OTCの咳止め薬を1箱とか2箱飲んだとかいう方が結構いらっちゃって、でも、大体中学生ぐらいが多いのですね。そういう場合は、これは命に関わることもございます。むしろ市販薬のほうが危険であるという認識を持っていただいたほうがいいのかなと思います。精神科薬は、それに拮抗するお薬もございますし、治療もしやすいという面もあるので、むしろ市販薬、それを大量に買うのを防止する。これは厚労省の分野になるのかなと思いますけれども、それが必要になってくるのではないかなと思っております。

日精診としては、なるべく心のかかりつけ医として活動してまいりたいと思っておりますが、かかりつけ医の定義もなかなか厳しいものがあって、夜間も対応しなければならないとか、いろいろな今回の改定でも精神科のクリニックの医師にとっては非常に厳しいものになっておまして、我々は大体1人でやっておりますので、夜間まで1人で対応するというのは、それこそ働き方改革に逆行するものではないかと思っておりますので、ぜひその点も御配慮いただきたいなと思います。

それともう一つは、今までずっとかかりつけ医うつ病対応向上力研修というのを日医と一緒にやってきているわけですが、それはもう既に数万人は行ってきていると思いますし、修了証書みたいなものも発行しているのですね。それなのに、今回、2年前に、こころの連携加算というのができたのですけれども、その場合に、指定法人がやっていらっしゃる研修を受けないと、それも自殺未遂対策をやらないといけないということになっ

ていて、なかなか受講者が増えないという状況がございます。ですから、ぜひうつ病対応力向上研修で既に何万人も受けていらっしゃるわけなので、それを活用して、その中に自殺未遂の対応も入れるというふうにさせていただきたいというのが私の要望であります。以上でございます。

○椿座長 幾つか具体的な要望を文科省、厚労省にいただいたところですが、御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

佐合委員、手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

○佐合委員 本日は大変ありがとうございました。一言、活動の中から感じているところを御報告させていただきます。

今回、コロナというのは大変人々に大きな影響を与えております。そして、私ども、今回最初に、男性の2年連続の増加が報告されておりますけれども、コロナの前の状態から、コロナ禍を経て、まさに負のスパイラルに陥って、今日いろいろ報告していただきました。そういう施策に当てはまらない人たちが、孤独の中で危機的な状態でおられる人たちがいるということを目下の活動の中で感じております。

一言報告させていただきました。

○椿座長 どうもありがとうございます。

私の進行が少しまずくて、質問をお願いするところでもう既にかかなり具体的なコメントを頂戴しているところがございます。各先生方、今日の動きを見て、まだ御質問だけ行っているという先生方も多かったかと思うので、先生方のコメントといたしますか、御意見というものを頂戴できればと思います。少し時間超過しておりますけれども、先ほどかなり御質問中心だった方の中で政策に対するコメント等あればよろしくお願いいたします。

齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 全国自死遺族連絡会の齋藤智恵子でございます。

本日、意見書を提出しておりますので、5項目にわたる意見の内容につきまして短くまとめ申し上げます。

○椿座長 それでは画面共有していただければ幸いです。

○齋藤委員 項目1から5につきまして、1つずつ短く申し上げます。

1 自死遺族はハイリスク者ではない。ポストベンションという位置付けの周知をお願いしたい。私の在住する福島県で、つい先日、支援者向け研修の講義において、遺族はハイリスク者であるから、その支援が必要といった論旨のもとに発言が講師からありました。自死予防におけるハイリスク者支援と遺族支援の位置付けを国がきちんと自治体などに対して周知徹底を図り、指導するよう求めます。

2 実態を深掘りできない警察庁統計の問題について。個別の死と向き合う調査研究を求めます。警察庁の原因・動機別統計に基づく自死の統計につきまして、専門家と言われる人たちでありましても、統計だけを見て単純化して捉え、その結果、底の浅い理解、認識が講演や講習を通じて自治体職員や支援者に拡大、増幅され、浸透していく。それが自

死者や自死遺族への偏見を助長しております。

警察庁統計のような実態を反映しないデータの分析からは、自死した人たちをどうしたら死なせずに済んだのか、生きていてもらえたのかを探ることはできません。自死の本当の背景や要因を探り、自死した人がどのように追い込まれていったのかを知るために、国において、心理学的剖検など個別の死と丁寧に向き合う調査研究を進めるよう求めます。

3 自死対策に「遺族当事者団体の参画」という明記を。多くの自治体は、自死対策の計画や施策の策定の過程で、民間団体やNPO等の参画・協力・連携を求めています。しかし、そこに「自死遺族の当事者団体」が明記されていることはほとんどありません。そして実際にも、自死遺族の当事者団体は「排除」に近い扱いを受けている場合が少なくありません。自死について最も切実に受け止め、考えている自死遺族の当事者団体が、ほかの支援団体と同じような扱いとなるように、国や自治体、関係機関が掲げる施策や設置する会議、プロジェクト等の参画・協力・連携の相手方として、「民間団体やNPO等」に加え、「自死遺族当事者の団体」を明記することを求めます。

4 調査研究への当事者団体の参画を。関係各省庁や自治体の施策や計画の中に「調査研究」という項目が多くありますが、実際にその実務のほとんどは、研究者と支援者、行政の責任者らで、当事者がいません。この研究調査とは現場でどれほど活用され、効果を上げてきたのか、個別の調査研究の効果検証も評価も十分に明らかにされず、調査研究機関として指定された法人や参加した研究者と支援者、行政の自己満足と経費の無駄で終わり、失われた命に学ぶことなく、自死は高止まりのままの状態が続きます。

これに対して、それぞれの問題について、当事者遺族を中心的なメンバーとする調査グループや研究団体が存在します。不適切指導に関する団体、不登校の親の会や教員のハラ遺族の会、いじめ自死の遺族団体、過労自死遺族の会、医師・看護師の自死に取り組む医療関係の遺族の会もあります。これらの様々な当事者団体の視点を排除して利用しないという手はあり得ません。調査研究をする各機関に、そのテーマへの知的な蓄積を有する当事者団体の参画を求めます。

5 「参考資料」事業の一部記載の削除や修正を。3点、意見書で指摘しておりますので、削除、修正を求めます。

以上です。

○椿座長 提言、ありがとうございます。関係のほうでいろいろ議論させていただくと思います。私も統計の人間なので非常に耳の痛いところも多々あるのですが、マイクロデータ利用の問題、遺族の同意を得た研究というのは非常に重要だと思います。ありがとうございました。

いかがでしょう。ほかに、政策的な意味のコメントや何か、まだ御発言されていない先生方いらっしゃいましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

朝比奈委員には大変失礼いたしました。進行で大変申し訳なかったです。

それでは、今日は非常に活発な御意見を頂戴できたこと、それから、貴重な提言が得られたこと、これにつきましては政策当局のほうでぜひいろんな意味で議論して、いろいろ御批判もいただいたような意味でのPDCAが回るようにしていただければと思います。

それでは、予定されておりました議事は終了いたしました。少し長引いたことを、恐縮でした。お詫び申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項をよろしくお願ひいたします。

○前田大臣官房参事官 連絡事項を申し上げます。

次回の日程につきましては来年度になりますけれども、また事務局から御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○椿座長 それでは、長時間にわたり活発な議論、ありがとうございました。本日の有識者会議はこれで終了としたいと思います。また引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。